

# みゆき広場消防計画

社会福祉法人歓びの園

## 第1章総則

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、社会福祉法人歓びの園みゆき広場（以下「当所」という。）の防火管理について必要な事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防と人命の安全及び、被害の軽減を図ることを目的とする。

(消防計画の適用範囲)

第2条 この計画は、当所に出入りするすべての者に適用する。

(管理権原者及び防火管理者の業務と権限)

第3条

- 1 管理権原者は、当所の防火管理業務についてすべての責任を持つものとし、防火管理者を選任し防火管理業務を行わせる。
- 2 防火管理者は、この計画の作成及び実行についてのすべての権限を持って、次の業務を行う。
  - (1) 消防計画の作成（変更）
  - (2) 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施
  - (3) 火災予防上の自主検査（第6条）の実施と指導監督
  - (4) 消防用設備の法定点検（第7条）の立会い、指導監督
  - (5) 火気の使用、取扱いの指導監督、放火防止対策の推進
  - (6) 収容人員の適正管理
  - (7) 管理権原者に対する提案や報告
  - (8) 地震対策
  - (9) 防災教育及び訓練
  - (10) その他防火管理上必要な業務

(消防機関への報告及び連絡)

第4条 防火管理者は、次の業務について消防機関への報告、届出及び連絡を行うものとする。

- (1) 防火管理者の選任（解任）届出及び消防計画の提出(改正の都度)
- (2) 建物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡等法令に基づく諸手続
- (3) 消防用設備等の点検結果について、1年に1回、福山地区消防組合北消防署長に報告しなければならない。
- (4) 自衛消防訓練時における事前通報及び指導の要請

- (5) 防火管理維持台帳の作成、保存
- (6) その他防火管理について必要な事項

## 第2章 予防管理対策

(予防管理)

第5条 日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者は、建物、火気使用器具等の自主検査及び消防用設備等の点検検査に立会い、指導、監督を行う。

(自主点検の業務)

第6条：自主点検は、建物、非難設備、火気使用設備：具、電気設備、危険物施設等について検査を実施し、その結果を防火管理者に報告するものとする。

2 防火・避難施設、消防用設備等の自主チェックについては、次のとおりとする。

(1) 種別及び実施時期

日常点検・・・日1回

定期点検・・・月1回及び必要な時

(2) 担当者は、次のとおりとし、定期点検終了後は、防火管理者に点検表を提出すること

日常点検：主任

定期点検：施設長

(消防用設備等の法定点検)

第7条 点検資格者等による検査を次のとおり実施しなければならない。

消防用設備等	内容（点検の期間）	
	機器点検（1回/6ヶ月）	総合点検（1回/年）
消火器	5月、11月	
誘導灯	5月、11月	
自動火災報知設備	5月、11月	11月

(点検検査結果の記録)

第8条 防火管理者は、自主点検の結果を記録するとともに、維持台帳に保存する。

## 第3章 火災予防措置

(防火管理者への連絡事項)

第9条 次の事項を行う者は、防火管理者に事前に連絡し、承認を受けなければならない。

- (1) 指定された場所以外で、臨時的に水気を使用するとき
- (2) 各種火気使用設備器具を新設又は増設等するとき
- (3) 険物等を使用するとき
- (4) 改装等工事を行うとき
- (5) その他防火管理上必要な事項

2. 防火管理者は、前項の申請があった時は、防火管理上支障がない場合に限り承認することができる。

(職員の遵守事項)

第 10 条 全職員は、火災予防及び火災発生時の避難確保のために、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 火気管理に関する事項

ア 火気使用具は使用する前後に点検を行い、安全を確認する。

イ 工事を行うときは、防火管理者を通じて、工事中の防火安全対策を樹立する。

(2) 放火防止に関する事項

ア 建物の周囲に可燃物を置かない。

イ 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。

(3) 避難管理に関する事項

ア 廊下、階段、通路には、物品を置かない。

イ 階段、非常口等に設けられている扉の開閉を妨げるような物品が置かれている場合は、直ちに除去する。

ウ 上記において、物品を容易に除去できない場合は、防火管理者に報告する。

(火気使用時の遵守事項)

第 11 条 火気等を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 火気使用設備器具は、使用前、使用后、必ず点検を行い安全の確認をすること

(2) その他火気を扱う者は、火気管理について防火管理者の指示を受けること

#### 第 4 章 自衛消防活動対策

(自衛消防の組織と任務分担)

第 12 条 自衛消防の組織と任務分担は次のとおりとする。

自衛消防隊長 (生藤)	通報連絡班	井上、奥野、桜井、上杉
	避難誘導班	河村、葛原、辻、柳田、卯本、田嶋、山本ゆ、 甲斐、石井、猪原、塩崎
	消火班	秦、門田、丸山
	救護班	山本英、大塚、藤井、樋村、遠山

担当別	任務内容
隊長	自衛消防隊活動時における各隊員に対する指揮、命令を行うとともに、消防隊への情報提供及び避難者の確認を行う。避難状況の把握を行う。
通報連絡担当	火災の報知、消防機関（119 番）への通報、及び消防隊への情報提供に

	あたる。
避難誘導担当	火災の状況を把握し、安全な避難誘導にあたる。
消火担当	消火器具等を用い消火作業にあたる。
救護担当	負傷者の応急手当等を行う。

(避難経路図等)

第 13 条 自衛消防隊長は、人命安全を確保するため消防用設備等の位置及び屋外へ通じる避難経路を明示した、避難経路図（別図）を作成し、周知徹底しなければならない。

## 第 5 章 地震対策

(地震予防措置)

第 14 条 防火管理者は、地震時の災害を予防するため第 2 章に基づく各施設器具の点検検査にあわせて、次の事項を行うこと。

- (1) 建物、建物に附属する施設物（看板、窓枠、外壁等及び陳列物件の倒壊、転倒、落下の有無）の検査
- (2) 火気使用設備具の転倒、落下防止及び燃料等の有無の検査

(警戒宣言発令時の対応)

第 15 条 警戒宣言発令時における対応措置

- (1) 防火管理者は、警戒宣言が発せられた旨の内容及び直ちに営業を中止することを事業所内の者に伝達する。
- (2) 防火管理者は、火気使用禁止及び施設、設備の点検を実施し、被害の発生防止措置等を実施する。
- (3) 警戒宣言発令時等における自衛消防組織の編成及び任務は、前 12 条による。
- (4) その他

地震後の安全措置)

第 16 条 地震後、建物、火気使用設備等の点検、検査を行い、その安全を確認後、使用を開始すること。

(地震に備えての準備品)

第 17 条 地震に備え、次の品目を常に持ち出せるよう準備しておくものとする。

- (1) 医薬品
- (2) 携帯ラジオ
- (3) その他必要なもの

(地震時の活動)

第 18 条 地震時の活動は、第 4 章によるほか、次の措置を行う。

- (1) 火災が発生した場合は、全力をあげて消火にあたる。
- (2) 防火管理者は、被害状況を館内放送等により利用者及び全職員に把握させるとともに必要な事項を指示すること。また、関係防災機関（消防署、市役所）からの情報を積極的に

収集すること。

3) 広域避難場所への避難開始は、防災機関の避難命令または、自衛消防隊長の命令により行う。

ア 利用者等を落ち着かせ、原則として自衛消防隊長から指示があるまで待機させ

イ 利用者等の避難誘導を行う場合には、落下物からの頭部保護、倒壊物等による転倒防止等必要な指示を行う。

ウ 利用者等を広域避難場所（御幸小学校）まで誘導する場合は、先頭と最後尾に職員等を配置して行う。

エ 避難にあたっては、車両等を使用せず全員徒歩とする。

## 第 6 章 防災教育及び訓練

（防災教育の実施時期及びその内容）

第 19 条 防火管理者は、次により防災教育を行うものとする。

対象者	実施時期	内容
全職員	3 月	消防計画の周知徹底 火災予防上の遵守事項 職員各自の任務及び責任の周知徹底地震対策に関する基本事項消防設備の使用法 其他火災予防上必要な事項
新入職員	その都度	

（訓練の実施時期及びその内容）

第 20 条 防火管理者は、次により訓練を実施するものとし、実施時には、事前に消防機関へ届け出るものとする。

訓練種別	実施時期	訓練内容
総合訓練	3 月,10 月	消火、通報、避難誘導の訓練を連携して実施し必要と認める場合は消防機関への指導を要請すること。
消火訓練	3 月,10 月	消火器具の取扱い要領の習熟を図り、初期消火訓練を行う。
通報訓練	3 月,10 月	消防機関（119 番）への通報要領及び火災発見時の連絡体制の習熟を図る。
避難訓練	3 月,10 月	避難誘導要領及び避難器具の設定要領の習熟を図る。

## 第 7 章 防火管理業務の一部委託

第 21 条 消防用設備の法定点検の一部を、共仲電業有限会社に委託する。

附則

この消防計画は、平成 8 年 3 月 4 日から実施する。

この消防計画は、平成 21 年 4 月 28 日から実施する。

社会福祉法人 歓びの園  
みゆき広場避難経路図

